

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

【平成21年度 障害者計画・第2期障害福祉計画 目標事業評価調書】

健康福祉部 地域福祉課

【評価区分について】

- 達成 目標(特に数値目標を設定した事業)に対して、施策・数値等が達成できたもの
- 充実 具体的な数値目標を設定していない事業等で事業の充実を目標・方向性とした場合に、それに対して充実ができたもの
- 継続 今年度・次年度において引き続き事業を継続していく必要があるもの
- 変更 事業の内容や目標を変更(計画自体の変更も含む)したもの(見直しや廃止も含む)
- 未実施 掲げた目標・施策等に対して進んでいないもの

清瀬市保健福祉総合計画 点検評価等推進体制

1. 清瀬市保健福祉総合計画の総合評価を行う「清瀬市地域福祉推進協議会」の開催は、8月末と3月末を予定しています。
2. そのため、各分野別の委員会は、7月までに開催し、それぞれ委員長の承認をとっていただきます。

評価機関	平成22年度 開催計画											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域福祉推進協議会					◎							◎
	地域福祉計画及び個別計画の総合実績評価											
健康センター運営協議会				★							★	
	健康増進計画の実績評価											
児童センター運営協議会				★							★	
	次世代行動計画の実績評価											
自立支援協議会					★			★			★	
	障害者計画の実績評価											
高齢者等の健康づくり 介護予防推進委員会		★		★			★				★	
	高齢者計画の実績評価											

《計画の評価の流れ》

①内部評価	【健康福祉部・子ども家庭部 計画推進連絡会で協議】 「計画の進捗状況の点検」、「評価技法の研究等」、「分野別評価機関での検討」ほか
②分野別評価	【分野別協議会で協議】 「目標事業評価調書」を作成し、分野別協議会に提出 ⇒ 審議・検討 ⇒ 委員長の了承
③総合評価	【清瀬市地域福祉推進協議会で協議】 地域福祉計画の「目標事業評価調書」を作成し提出 ⇒ 審議・検討 ⇒ 委員長の了承 分野別協議会です承された個別計画の「目標事業評価調書」を提出 ⇒ 審議・検討 ⇒ 委員長の了承 清瀬市保健福祉総合計画全体の「目標事業評価調書」を決定
④計画の公表	市のホームページ及び各課の窓口で「目標事業評価調書」を公開

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備	1. 障害の早期把握・療育システムの構築	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
療育システムの構築	清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。	清瀬市子どもの発達支援・交流センターを開設 ・平成21年6月～ 相談・地域支援部門業務開始 ・平成21年9月～ 通園療育開始	乳幼児期から学齢期さらに成人期に移行するまで、本人や家族に対する一貫した支援体制が築かれるようシステムの整備を図る。	充実
早期発見・早期療育体制の充実	健康センターでの乳幼児健診事業と清瀬市子どもの発達支援・交流センターが連携して療育を必要とする乳幼児への発達支援と家族への早期支援が実施できる体制を整備する。	・清瀬市子どもの発達支援・交流センター職員の健診事業参加 ・療育などが必要な子どもやその保護者に対する支援を、両センターの連携により行った	引き続き健診事業と職員間の連携を深め、必要に応じて清瀬市子どもの発達支援・交流センターで行なっている専門療育につないでいく。	充実
健診後フォローと関係機関連携の充実	早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関としての「清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制を構築し、虐待予防を含めた総合的な福祉を推進する。	・子ども家庭支援センターの要保護児童対策連絡協議会に清瀬市子どもの発達支援・交流センターが参加 ・支援が必要なケースについては随時連携しながら対応を図る	以前障害福祉課が所管として開催してきた「清瀬市子ども発達相談・療育支援連絡会」の要領を見直し、清瀬市子ども発達支援・交流センター及び子ども家庭センターを含めた組織として、3センターの連携による就学前児童の発達や療育に関する対応力の向上に努める。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

平成21年6月にオープンした清瀬市子どもの発達支援・交流センターは、「地域と連携・交流しながら地域に暮らす親子をささえる」を基本理念として、心身の発達に遅れやかたよりのある子ども、さらに社会生活上何らかの問題を持つ子どもの相談・訓練指導を通して成長・発達を支援し、地域での育ちを支えることを目的に、相談部門・発達支援部門・地域支援部門の各種事業を展開する中で、関係機関との連携における中核的な役割を果たすことができた。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備	2. 障害児保育の充実		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
障害児保育の充実	子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。	清瀬市子どもの発達支援・交流センターの地域支援部門で保育園や学童クラブへの巡回相談指導を行ったほか、関係者や市民を対象とした発達障害の公開講座を開催。 ・巡回相談指導実施回数 保育園 21回 学童クラブ 16回 ・公開講座 1回	巡回相談指導では従前どおり現場の保育士や教諭等に対して子どもや保護者への適切な関わり方をアドバイスを行うほか、学校においても教員が適切な関わりができるような仕組みを構築していく。また、関係者や市民を対象とした発達障害に関する講座や研修会などを実施して障害の理解促進と人材育成に努めていく。	充実
施策全体又は基本目標からの実績評価				
清瀬市子どもの発達支援・交流センターの巡回相談指導の実施により、関係機関の保育士や教諭など、現場で子どもの指導に関わる職員の対応の向上と連携の基盤が深まったことで、子どもに対する支援の厚みが増した。				

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画			
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備	3. 学校教育・学童保育の充実		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
学びやすい教育環境の整備	教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。	特別支援教育の理念に基づき、LDやADHDなど障害のある児童・生徒の個々の能力や可能性を伸ばすため、特別支援学級の設置、特別支援コーディネーター及び巡回相談員の配置などを実施。	清瀬市教育総合マスタープラン及び清瀬市特別支援教育推進委員会報告書に基づき、個別ニーズに応じた適切な支援体制の推進を計画的に図っていく。	継続
通級指導の実施	現在開設している清瀬第8小学校の通級指導学級においては引き続き個々のニーズに応じた教育機会を提供する。	個々の障害の状態に応じた特別な指導を清瀬第8小学校の通級指導学級において実施。	引き続き第8小学校の通級指導を行うとともに、子どもの発達支援・交流センターとの連携により児童の能力を伸ばしていく。	充実
教育部門・福祉部門・保健部門の連携	障害のある子どもを持つ家族を支える相談や支援など、教育部門・福祉部門・保健部門の連携により、就学前から就学中、就学後までの系統的な支援策を推進する。	教育・福祉・保健部門の系統的な支援においては清瀬市子どもの発達支援・交流センターがパイプ役となり様々な連携がなされた。また、就学前の児童に関わった各機関が就学支援シートの作成に協力することで就学後の適切な対応を可能としている。	引き続き教育委員会、子ども家庭部、健康福祉部の関係各課との連携を図る中で、児童や保護者にとって最適な支援が受けられるような方策を検討していく。	継続
学校における「総合的な学習の時間」を活用した福祉教育の実施	学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が特別支援学校や障害者施設、高齢者施設などを訪問するなどして福祉や健康をテーマに掲げる課題学習を推進する。	各校の教育カリキュラムに基づき主に小学校で実施。	清瀬市教育総合マスタープラン及び清瀬市特別支援教育推進委員会報告書に基づき、個別ニーズに応じた適切な支援体制の推進を計画的に図っていく。	継続

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
障害児放課後等育成事業 の実施	特別支援学校、特別支援学級に在籍する障害のある児童及び生徒を対象とした、障害児放課後等育成事業を今後も継続し、子どもの安全と自立、福祉の増進を図る。	<p>特別支援学校等に在籍する児童生徒を対象に、市内の2法人に事業を委託して放課後や長期休暇を利用して遊びや集団活動を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きよせわかば教室 (社会福祉法人清瀬わかば会) 定員40名 21年度延べ利用者数3,060人 ・学童クラブのびのび (社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会) 定員10名 21年度延べ利用者数1,837人 	対象児童のニーズや利用状況の把握に努め、今後も必要なサービスが確保されるよう実施団体との協議を行っている。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

- ・子どもの療育・教育支援体制についてはこれまで分野ごとの計画や施策により展開されてきたが、子どもの発達支援・交流センターの開設によって当事者を中心とした関係機関との連携がスムーズに行われるようになったことで、各機関における取組みや当事者への支援の充実が図れるようになった。
- ・障害児放課後等育成事業については待機児童対策も含めて地域自立支援協議会の検討課題としていく。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第2節 社会参加や就労の促進	1. 雇用・就労の促進		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
清瀬市障害者就労支援センターワークル・きよせを中心とした就労支援体制の充実	「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」とハローワーク、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。	ハローワークや市内関連施設・企業などからなる「清瀬市障害者就労支援センター就労支援地域ネットワーク懇談会」を開催し、職場定着支援に関することなどを協議した。 ・開催状況 3回	引き続きワークル・きよせが中心となって、各機関との連携を図りながら就労支援や職場定着について利用者の状況に応じた支援を行っていくほか、不安や悩みの解消につなげるための相談を始めとする生活支援などの更なる充実に努めていく。	充実
法定雇用率の維持・向上	市職員の障害者法定雇用率を現在の水準の更なる向上に努める。	平成21年度末時点で市の障害者雇用率は2.75%で、法定雇用率の2.1%を上回っている。	これまでも職員採用において採用条件として障害の有無は問うていなかったが、今後も同様に採用試験を実施していく。	達成
授産製品の販路拡大	授産施設や就労継続B型事業所の工賃向上のため、パン等の一部製品を市役所及びワークル・きよせ以外の公共施設等への販路確保や共同受注体制の整備などの支援を検討する。	市内2事業者が定期的に市役所、障害者センター、児童センター、ワークル・きよせなどでのパン販売などを行っている。	工賃向上で利用者の生活の安定が図られるよう、引き続き販路拡大及び充実に努めていく。	充実

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
作業所の新体系への移行 の支援	障害者自立支援法の新体系への移行を目指す事業所への助言や東京都との連絡調整等、必要な支援を検討する。	移行を予定している事業者との協議を行い、活動場所の確保や設置に関する東京都との連絡調整を行った。	市内施設では22年度～23年度にかけて複数の事業所が旧体系からの移行及び新体系事業を開始することとなるため、引き続き必要な支援及び東京都との連絡調整等を行っていく。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

清瀬市障害者就労支援センターでは100名を超える登録者のうち、6.3人に1人が新た就職し、7人に1人が継続して雇用されている。雇用状況が依然として厳しい中で、引き続きハローワーク等関係機関との連携に努めながら障害特性などにも配慮した就労相談や職場開拓、職場定着支援など行うほか、日常生活上の相談にも応じていくことで利用者の就労と生活両面の支援を行っていくことが求められる。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせる まちづくり 第2節 社会参加や就労の促進	2. 生涯学習の充実	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
生涯学習の充実	清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。	生涯学習の拠点である図書館では、図書資料や視聴覚資料などニーズに応じて幅広く資料を収集し、図書館ボランティアの協力なども得ながら障害者へのサービスを展開している。	図書館サービスのほか、新たな生涯学習・スポーツの拠点として平成22年7月にオープンした「清瀬市コミュニティプラザひまわり」を活用して、生涯学習の機会の更なる拡充を図る。	充実
ふれあい事業の充実	障害のある青少年を対象とした「青年学級」など、行事やグループ活動を通じた社会参加や相互理解を深め、地域でいきいきと過ごせるような場の提供とさらなる活動内容の充実を図る。	市が清瀬わかば会に委託している「地域促進事業」を青年学級の活動にリンクさせて、外出やレクリエーションなど多彩な行事や活動を行っている。	青年学級等への参加を通じて障害のある方がより良く生きていくための支援を引き続き行っていく。	充実
図書館サービスの充実	現在図書館で実施している対面朗読サービスや音訳サービス、図書の宅配サービスなど障害の状況に配慮した各種サービスの更なる拡充に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンディキャップサービスガイドの作成 ・対面朗読 ・録音及び点字図書の貸出し ・大活字本や拡大読書器の設置 など、障害のある方に対する各種サービスを実施。	「誰もが利用できる図書館」を目指し、利用者のニーズを取り入れながら引き続き各種サービスの拡充に努める。	充実

施策全体又は基本目標からの実績評価
<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習のニーズが多様化・高度化していく中で、障害のある人がその人らしく生きるための活動や機会をさらに整備していくにあたり、平成22年7月にオープンした「清瀬市コミュニティプラザひまわり」はその拠点として、今後の幅広い活用と市民交流の場としての役割が期待される。 ・個別事業として掲げている「ふれあい事業の充実」は委託した社会福祉法人が青年学級として運営を行っているが、そこでは日常生活上の悩みを相談しあったり、外出や野外活動など様々なレクリエーションを通じて心身に障害のある青年の仲間づくりや社会参加の促進を図ることができた。 またもう一つの個別事業である「図書館サービスの充実」は、今後も利用者への配慮やリクエストに応じた様々なサービスを展開していく。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第2節 社会参加や就労の促進	3. 社会参加活動の支援	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
障害者スポーツ、レクリエーションの充実	年1回実施しているスポーツ交流会を更に充実して地域交流の活性化を図るほか、国や都が主催するスポーツ大会への参加の積極的な支援、活動場所の確保などを関係機関に働きかける。	市内の知的障害者通所施設4団体で毎年スポーツ交流会を実施。 ※平成21年度は講習会を実施	誰もが参加しやすく、楽しめるよう競技種目や場所、時期などに配慮しながら交流会を継続していく。	充実
文化・芸術活動の充実	文化・芸術活動の場を充実するとともに、一般の文化・芸術活動の場に障害のある市民が参加しやすくなるよう環境の整備や必要な支援を行う。	生涯学習センターや郷土博物館など、活動の拠点となっている公共施設のバリアフリー化による環境整備を進めている。	平成22年度にオープンする「清瀬けやきホール」は東京都バリアフリー条例に基づく設備が整った施設となるため、芸術及び文化活動の場として多くの市民の利用が見込める。	充実
市主催行事への参加促進	市が主催する各種行事に、障害のある人たちが積極的に参加し、ともに活動する機会が確保されるよう、障害のある方々の意見を十分に聞きながら、参加しやすい環境を整備する。	成人式や市主催の講演会などに手話通訳者を配置。	引き続き障害のある方々が参加しやすい環境整備を行っていく。	充実
自動車ガソリン費補助及び福祉タクシー利用助成事業の実施	経済的負担の軽減及び生活圏の拡大等のため、引き続き本事業を実施するとともに、制度の周知を図る。	タクシー利用料助成については社会状況を勘案し平成21年度に下記のとおり増額した。 ・半年分の助成上限額18,000円 →19,800円へ	今後も社会状況や利用者のニーズに応じて適切な時期に制度改正を検討していく。	充実

施策全体又は基本目標からの実績評価
様々な目的に応じた社会参加が可能となるよう、今後も各種事業の拡充を図っていくとともに、バリアフリーなどに配慮した参加しやすい環境整備を進めていく。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第1節 理解と交流の促進	1. 啓発・交流活動の推進		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
ともに活動する機会 の増大	市民同士が地域で支えあいながら暮らしていくために、障害の有無にかかわらず、ともに活動する機会を増やしていくよう努める。	要望に応じて、市民活動センターやボランティアセンターなどの活動機関を紹介。	清瀬市社会福祉協議会が平成22年3月に策定した「第2次清瀬市市民地域福祉活動計画」の取組みへの協力と市民要望に対する必要な支援を行っていく。	継続
啓発・広報活動の充実	ノーマライゼーションの理解と実践に向けた啓発・広報活動を継続的に実施していく。そのため市のホームページなどで障害者福祉に関する情報を発信していく。	市ホームページリニューアルに伴い、アクセシビリティの向上とともに様式の統一化を図ることで、音声読み上げ機能の充実や文字サイズ拡大機能への対応が可能となる。 ※平成22年4月より	障害者福祉に関する様々な情報について多くの人に関心と理解を深めていただけるよう、内容や発信方法に工夫をしながら広報・啓発活動の充実に努めていく。	継続
地域と施設の交流促進	市内にある障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になるよう、各種交流事業を支援する。	施設の行事への地域市民の参加、あるいは「六小地域住民交流会」など地域の行事に施設が参加することで交流と理解の促進につながった。	地域との交流が深まるよう、施設や地域の要望に応じて必要な支援や調整を行っていく。	充実
「障害者週間」の 普及・啓発活動の充実	「障害者週間」の趣旨の周知とともに、市民の理解を深め、様々な分野の活動に積極的に参加する意欲が高まるよう普及と啓発を充実する。	「市報きよせ」に障害者週間の記事を掲載し、市民への周知を図っている。	市報以外の広報媒体を活用したPRや記念行事などを検討していく。	継続

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
イベント等による 市民交流	市民相互のふれあいと福祉への理解を深めるため、イベントやボランティア体験等、障害の有無に関わらずより多くの市民が参加し、交流できる環境をつくる。	施設が開催するバザーや夏祭りの各種イベントやきよせ市民まつりへの出店などによって多くの交流が行われている。	各団体が主催する交流イベントに対して公共施設の貸出しや後援などを行っていく。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

障害者施設や団体が継続して行っているバザーや祭りなどによって市民同士の交流や理解は深まっているが、より多くの市民に対してノーマライゼーションの理解と実践を広げていくためには市報や市のホームページを通じた情報発信や関連記事の掲載などを充実していく必要がある。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画			
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第1節 理解と交流の促進	2. ボランティア活動の推進		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
ボランティア活動への 総合的な支援	ボランティアの自主性や自立性を尊重しながら、希望する市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備する。	きよせボランティアセンターで情報提供や相談に応じているほか、手話講習会や傾聴ボランティア養成講座などを開催。また、市民活動センターとの共催による一般市民向け講座も実施。	引き続きボランティアセンターと市民活動センターの協働により市民活動の支援を行っていく。	充実
施策全体又は基本目標からの実績評価				
きよせボランティアセンターと市民活動センターが協働して各種ボランティアに関する参加や活動の支援を行うことで、人材育成など地域福祉の推進が図られてきている。				

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名 障害者計画				
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	1. 公共施設の整備改善		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」などに引き続きバリアフリー化を推進するとともに新規施設については計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討して、利用しやすい施設等の整備に努める。	清瀬市子どもの発達支援・交流センターの建設整備にあたってはバリアフリーに配慮。	公共施設の新設及び改修の折に取り組んでいく。	継続
歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離等を計画的に進め、市民の理解と協力を得ながら安全に通行できる歩行環境を整備する。	複数年度に渡り東京都の補助金を活用して市内の歩道段差解消工事を実施。	引き続き補助金等の活用により計画的に段差解消工事や安全設備の改善を行っていく。	充実
公共交通機関事業者への要望	鉄道事業者に対して、引き続き障害のある市民等に配慮した駅舎への改築等について要望を行うとともに、バス事業者にはノンステップバスの導入や停留所の整備などについて要望を行う。	エレベーター、エスカレーターの設定については既に整備済み。	今後も必要に応じて要望を行っていく。	継続
施策全体又は基本目標からの実績評価				
公共施設等の整備にあたっては「東京都福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー化が進められてきており、平成22年度中には「清瀬市コミュニティプラザひまわり」や「清瀬けやきホール」の開設などで更なる利便性の向上が図られる。				

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	2. 移動・移送サービスの充実	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
コミュニティバスによる 利便性の向上	現在運行している「きよバス」の利用の促進に努め、市民の生活に必要なバス等の輸送の確保などについて検討する。	公共交通不便地域である野塩地区から市南部の医療施設等へのアクセスを確保することで外出機会の拡大と行動の円滑化を図っている。	引き続き利用の促進に努めていく。	充実
障害者専用駐車スペースの確保	公共施設以外にも多くの市民が利用する公共的な建築物についても障害者専用または優先スペースを確保するよう協力を求める。	東京都福祉のまちづくり条例の遵守により公共建築物及びパブリックスペースや商業施設等への設置が進んでいる。	設置者に対しては引き続き東京都福祉のまちづくり条例の遵守と協力を依頼していく。	継続
福祉有償運送事業者への支援	福祉有償運送サービスを実施している事業者に対する支援を行うことで、市民の移動の円滑化を図る。	市内の認可事業者に対して補助金を交付し、運営の安定化に対する支援を行った。	補助金交付によって安定した運営が図られ、利用者に対するサービス向上に繋がるよう引き続き支援を行っていく。	充実

施策全体又は基本目標からの実績評価

市内の福祉有償運送サービス登録4団体の平成21年度稼働件数は延べ5,600件に達し、高齢者や身体障害者等の生活圏の拡大と社会福祉の増進に寄与している。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	3. 情報提供の充実		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
行政情報の提供体制の 充実	市が提供する情報については、点字、音訳等さまざまな方法を利用して必要な情報が行きわたるよう提供体制を充実する。	清瀬市刊行物音訳機関、音訳CDリスナー(視覚障害者)、秘書広報課、障害福祉課による懇談会を定期的開催し、公共刊行物の情報提供方法などについて協議を続けている。	協議を引き続き行っていくとともに、公共刊行物の点字や音訳に関する全庁的なガイドラインの作成を検討している。	継続
情報通信コミュニケーション技術を利用した 利便性向上の検討	インターネット等を活用した情報提供・意見聴取・各種申請など、ICTを利用した利便性の向上を検討する。	市のホームページ上にオンライン窓口を設置し、各種申込み手続きや申請書のダウンロードを可能としている。	利用者のニーズに基づく利便性の拡充に努めていく。	充実
市役所の窓口対応における 配慮	市役所内の窓口で聴覚や視覚障害など障害の状況に配慮した具体的な方策を検討する。	平成19年度に市役所窓口6箇所に視覚障害者活字読み上げ装置を設置。	引き続き改善していく。	継続
障害者相談員への情報提供と 相談活動の充実	身体障害者相談員・知的障害者相談員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。	年1回連絡会を開催し、福祉制度や市内施設の紹介を行うほか、各種研修会への派遣。 ・相談員数 身体障害者相談員 4名 知的障害者相談員 2名	引き続き相談員に対する必要な支援や研修を充実していくとともに市民に対する周知も図っていく。	充実

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
民生委員・児童委員への 情報提供と相談活動の充 実	民生委員・児童委員に対して必要な情報提 供等の支援を行い、相談活動の充実を図 る。	地域の課題や支援を要する事例などについ て協力して対応している。	引き続き協力を行っていくとともに、制度やサービスに関 する情報提供等積極的な支援を行っていく。	充実

施策全体又は基本目標からの実績評価

公共刊行物に関する関係者との意見交換や市ホームページの改訂などにより情報提供体制は整備されてきているが、必要なニーズすべてを充足していないことから今後は市民と関わる機会が多い団体や各種相談員等に積極的に情報提供を行う機会を増やすなど、多角的な伝達方法についても更に検討していく。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	4. 防災・救護体制の充実	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成21年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
防災危機管理体制の確立	地域防災計画との連携を強化し、災害時要援護者となりうる人たちの援護体制を整備するとともに、防災関連組織との協力体制を一層強化し、地域防災体制を整備する。	平成21年度に健康福祉部・子ども家庭部・総務部の担当係長による内部プロジェクトチームが開催され、災害時要援護者対策に関する検討を行った。	今後健康福祉部・子ども家庭部で組織する(仮称)災害時要援護者対策連絡会において、検討した内容の具現化を図っていく。	充実
緊急通報システム、福祉電話	今後も制度の周知と普及の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム利用者 8名 ・福祉電話利用者 15名 	対象者数を明らかにした上で、今後も制度の周知と普及の促進を図る。	充実
聴覚障害者用FAX通報システム	障害福祉課に設置している聴覚障害者用FAXを活用し、迅速な情報提供を図る。	手話通訳者派遣依頼及び聴覚障害者との連絡等に活用している。	引き続き活用を図っていく。	充実

施策全体又は基本目標からの実績評価

災害時要援護者対策について一定の方向性が示せたことから、今後の部内協議等を通じて、関係機関との連携や災害時要援護者登録手続などの支援体制づくりが行われる。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	第2期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支えるまちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (1) 訪問系サービス	
施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	個別事業	
		達成度 平成21年10月 時点	評価及び今後の 方策（改善策）等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 （ホームヘルプサービス） ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 	<p>平成21年度 83人分／7,580時間</p> <p>平成22年度 91人分／8,030時間</p> <p>平成23年度 100人分／8,490時間</p>	<p>78人／5,445.5時間</p> <p>〔各サービスごとの内訳〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 61人／968.0時間 ・ 重度訪問介護 13人／4,457.5時間 ・ 行動援護 4人／20.0時間 ・ 重度障害者等包括支援 0人／0.0時間 <p>※支給決定人数 90人／6,176.5時間</p>	<p>20年度同月分の実績と比較すると1,314.5時間の減少となった。主な要因としては、死亡や転出、入院などによるサービスの廃止、介護保険へのサービス移行などとなっている。</p> <p>利用者負担など制度の根本的な改善が図られない限り今後の目標必要量の達成は困難だと思われるが、ニーズに応じたきめ細かい対応を図っていくことで、全体的な利用時間数の増加は可能であると思われる。</p>
施策全体又は基本目標からの実績評価			
<p>入所施設利用者及び退院可能な人たちの地域移行については事業所や関係機関との連携を取りながら最新の状況把握に努めるとともに、今後も引き続き必要なサービスを受けるための基盤整備を図る必要がある。</p> <p>なお、精神障害者については居宅介護支給決定人数が平成20年10月からの1年で1.28倍に増加している。</p>			

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		第2期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (2) 日中活動系サービス		
施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	個別事業		
		達成度 平成21年10月 時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
生活介護	平成21年度 37人分 平成22年度 40人分 平成23年度 150人分	34人 ※支給決定人数 39人	市内では22年4月に身体障害者関連事業所2か所が移行し（対象者13人）、10月に知的障害者関連事業所1か所が移行する予定（対象者30人）となっており、これまでの実績人数とあわせると22年度の必要量を上回る。	充実
療養介護	平成21年度 1人分 平成22年度 2人分 平成23年度 3人分	0人 ※支給決定人数 0人	利用が生じた際に速やかな対応が図れるよう、実施機関の状況把握と連携に努める。	継続
児童デイサービス	平成21年度 10人分／120人日分 平成22年度 15人分／180人日分 平成23年度 25人分／300人日分	5人 ※支給決定人数 9人	清瀬市子どもの発達支援・交流センターが21年9月に開所し、あらたに5名の利用者が増加した。22年度以降は同センターと他施設の利用者で更なる増加が見込まれる。	継続
短期入所	平成21年度 14人分／90人日分 平成22年度 18人分／95人日分 平成23年度 20人分／50人日分	8人分／30日分 ※支給決定人数 31人	実績人数は月3人～8人で変動推移しているが、潜在ニーズは多いため、利用希望者に対して随時施設情報を提供していくほか、利用が生じた際に速やかな対応が図れるよう、実施機関の状況把握と連携に努める。	継続
自立訓練 (機能訓練)	平成21年度 2人分 平成22年度 6人分 平成23年度 6人分	5人 ※支給決定人数 5人	市内では障害者福祉センターが実施しており、利用が生じた際に速やかな対応が図れるよう、関係機関等からの情報収集及び連携に努める。	達成

施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	個別事業		
		達成度 平成21年10月 時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
自立訓練 （生活訓練）	平成21年度 4人分 平成22年度 10人分 平成23年度 14人分	1人 ※支給決定人数 1人	市外事業所の移行による増加を見込むが、状況が明らかでないため引き続き状況把握に努める。	継続
就労移行支援	平成21年度 12人分 平成22年度 15人分 平成23年度 21人分	7名 ※支給決定人数 10人	平成22年度以降は市内事業所の移行予定があり増加が見込まれるが、引き続き状況把握に努める。	継続
就労継続支援（A型）	平成21年度 1人分 平成22年度 2人分 平成23年度 3人分	5名 ※支給決定人数 5人	市外事業所の移行により必要量を達成した。	達成
就労継続支援（B型）	平成21年度 72人分 平成22年度 112人分 平成23年度 136人分	75名 ※支給決定人数 88人	市内精神障害者関連事業所の移行により平成21年度の必要量を達成した。平成22年～23年度にかけても市内事業所の移行が予定されているため、市外事業者の移行状況とあわせて引き続き状況把握に努めていく。	達成

施策全体又は基本目標からの実績評価

経過措置期限である平成24年3月末に向けての移行時時期を各事業所に確認していく中で、個別事業の必要量の確保に向けた方策を考えていく必要がある。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	第2期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (3) 居住系サービス	

施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	個別事業		
		達成度 平成21年10月 時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
共同生活介護 （ケアホーム） 共同生活援助 （グループホーム）	平成21年度 54人分 平成22年度 59人分 平成23年度 69人分	43人分 [各サービスごとの内訳] ・共同生活介護 29人 ・共同生活援助 14人	市内では平成22年度に1ユニット7人定員の知的障害者グループホーム・ケアホーム2棟の開設予定があるが、その後の計画については未定となっている。また、市外施設の状況についても利用もしくは移行の情報が不明なため、引き続き状況把握に努めていく。	継続
施設入所支援	平成21年度 10人分 平成22年度 10人分 平成23年度 83人分	15人分	既に平成22年度までの必要量は達成しているが、現在の旧法指定施設が経過期間の平成23年度末までにどの程度当該サービスに移行するかについて、今後も状況把握に努める。	達成

施策全体又は基本目標からの実績評価

地域で安定した生活を送るためにグループホーム・ケアホームなどの整備が一層必要となる中で、利用者が安心して生活ができるよう、単に設置を推進してだけでなく、設備や運営面なども注視していく。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	第2期障害福祉計画			
施策名	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (4) 指定相談支援		
施策の目標 個別事業名	必要量及び取組み・方針	個別事業		
		達成度 平成21年10月 時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
指定相談支援 (サービス利用計画の作成)	平成21年度 5人分 平成22年度 5人分 平成23年度 5人分	0人	施設や病院からの地域移行等について、指定事業者の確保とともに地域自立支援協議会を中核とした支援のネットワークの構築によって対象者の自立に向けた具体的な支援策などを検討していく。	継続
施策全体又は基本目標からの実績評価				
地域移行の受け皿となる基盤の整備を進めていくほか、地域自立支援協議会の活用による一連の支援の継続性の提供と指定事業者の確保をしていく。				

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		第2期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	2. 地域生活支援事業の充実		
施策の目標 個別事業名	必要量及び取組み・方針	個別事業		
		達成度 平成21年10月 時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
相談支援事業	平成21年度 2か所 平成22年度 2か所 平成23年度 2か所	2か所 [相談支援実施状況] ・清瀬市社会福祉協議会 ・地域生活支援センターどんぐり	事業所については、清瀬市社会福祉協議会が主に身体・知的障害者を対象、地域生活支援センターどんぐりは主に精神障害者を対象としており、事業所数としては必要量を達成している。	達成
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	平成21年度 1か所 平成22年度 1か所 平成23年度 1か所	0か所	相談支援事業者への委託を前提として、想定されるケースと必要な支援体制の検討を行う。	継続
成年後見制度利用支援事業	平成21年度 1か所 平成22年度 1か所 平成23年度 1か所	1か所	平成17年に開設したきよせ権利擁護センターと連携して成年後見制度の周知を図っていくとともに、利用が必要となった際に速やかに手続きが進むよう体制を確立しておく。 また、親族後見人がいない場合などの市長申立てや申立てにかかる経費の助成について、所管の地域福祉課と日頃から情報交換をしておく。	達成
日常生活用具給付事業	平成21～23年度（各年） ・介護訓練支援用具 3件 ・自立生活支援用具 8件 ・在宅療養等支援用具 6件 ・情報・意思疎通支援用具 8件 ・排せつ管理支援用具 1,100件 ・住宅改修費 2件	平成21年度 ・介護訓練支援用具 6件 ・自立生活支援用具 4件 ・在宅療養等支援用具 6件 ・情報・意思疎通支援用具 20件 ・排せつ管理支援用具 1,053件 ・住宅改修費 1件	必要量は概ね達成している。今後も必要性の高い用具については対象品目に取り入れられるよう随時検討していく。	充実

施策の目標 個別事業名	必要量及び取組み・方針	個別事業		
		達成度 平成21年10月 時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
移動支援事業	<p>平成21年度 45人分／550時間</p> <p>平成22年度 50人分／600時間</p> <p>平成23年度 55人分／650時間</p>	<p>60人／742.5時間</p> <p>〔障害種別サービスごとの内訳〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害 15人／131.5時間 ・知的障害 21人／388.0時間 ・精神障害 1人／ 4.0時間 ・児童 23人／219.0時間 	<p>平成23年度までの目標必要量は達成しているが、今後はより利用しやすいものとなるよう、利用者及び事業者のそれぞれのニーズに則した制度の見直しを行う必要がある。</p>	達成
地域活動支援センター	<p>平成21年度 2か所</p> <p>平成22年度 2か所</p> <p>平成23年度 2か所</p>	<p>2か所</p> <p>〔地域活動支援センター実施状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市社会福祉協議会 ・地域生活支援センターどんぐり 	<p>事業所については、清瀬市社会福祉協議会が主に身体・知的障害者を対象、地域生活支援センターどんぐりは主に精神障害者を対象としており、事業所数としては必要量を達成している。</p> <p>今後は事業内容の更なる充実を図っていくことで利用者の活動や生きがいの支えとなることを期待する。</p>	達成

施策全体又は基本目標からの実績評価

地域生活支援事業に掲げる目標必要量はほぼ達成しているが、中でも移動支援事業については支給時間の上限や支援内容について改善を望む意見も多く寄せられていることから、現在月15時間を上限としている支給量を緩和するなど、より利用しやすい制度への検討が必要である。